

事 務 連 絡
平成 14 年 1 月 31 日

国立情報学研究所国際・研究協力部長
科学技術振興事業団データベース開発部長 殿

文部科学省研究振興局情報課長

研究活動資源ディレクトリ（NACSIS-DiRR）及び研究者ディレクトリの
研究開発支援総合ディレクトリ（ReaD）への統合に伴う研究者データ
の取扱いについて

NACSIS-DiRR 及び研究者ディレクトリの ReaD への統合に当たり、国立情報学研究所
がその保有する研究者データを科学技術振興事業団に提供することについては、「行政機
関の保有する電子計算機処理に係る個人情報の保護に関する法律」第9条第2項第3号の
「相当な理由のあるとき」に該当すると認められます。

については、科学技術振興事業団においては、同法第10条第1項の趣旨を踏まえ、研究
者の個人情報の適切な管理に万全を期していただきますよう、よろしくお取り計らい願
います。

また、研究者ディレクトリのデータには、情報検索サービス（NACSIS-IR）において、
利用者を限定して提供することを前提として収録されているものが含まれていることも踏
まえて、データの適切な取扱いについて御配慮願います。